

介護職員処遇改善加算
介護職員等特定処遇改善加算

令和元年 10 月の介護報酬改定において従来の「介護職員処遇改善加算」に加えて「介護職員等特定処遇改善加算」が新設されました。

新加算を算定するためには以下の要件を満たしている必要があります。

- ①従来の「介護職員処遇改善加算」の（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
- ②職場環境等要件に関し、それぞれ取組を行っていること。
- ③賃金以外の処遇改善の取組みを公表していること。

以下に当施設の取組を公表いたします。

①加算算定状況

当施設は介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定しております。

②職場環境等要件

区分	内容
入職促進に向けた取組	・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、未経験、無資格者の採用
資質の向上	・介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やその他外部研修の受講支援
両立支援・多様な働き方支援	・業務や福祉厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	・負担軽減のための介護技術の修得支援、研修による腰痛対策の実施 ・短時間労働者等も自身可能な健康診断、従業員のための休憩室の設置
生産性向上のための業務改善の取組	・タブレット端末等の ICT 活用やセンサー導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・地域の児童、生徒や住民との交流の実施 ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を学ぶ機会を施設内研修で提供 ・ケアの好事例や利用者やご家族からの謝意等の提供を共有する機会を全体会議や部署内会議で提供